

大阪家裁総第391号

令和2年7月1日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 田 中 俊 次



司法行政文書開示通知書

3月29日付け（同月30日受付、大阪家裁総第236号）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁後見センターだより第15回）について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

後見センターだより・第15回（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話06(6943)5432

後見センターだより・第15回

1 はじめに

今回は、後見人等¹の辞任をテーマとして、これをめぐる手続等を中心紹介いたします。

2 辞任手続の概要

後見人等には、本人保護の見地から、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、後見人等となる者の職業及び経歴並びに本人との利害関係の有無、本人の意見その他一切の事情を考慮し（民法840条3項、843条4項、876条の2第2項、876条の7第2項）、後見人等²の事務の適任者と認められる者を選任しています³。それゆえ、後見人等の自由な辞任を認めれば、本人の利益が害されるおそれがあるため、後見人等の辞任は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得てすることができるにとどまります（同法844条、876条の2第2項、876条の7第2項）。

また、辞任する後見人等やその後見監督人等は、辞任によって新たに後見人等を選任する必要が生じたときは⁴、遅滞なく、新たな後見人等

¹ 成年後見人、保佐人、補助人及び未成年後見人を総称し「後見人等」と、後見監督人、保佐監督人、補助監督人を総称して「後見監督人等」と、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年被後見人を総称し「本人」という。

² 成年後見、保佐、補助及び未成年後見を総称して「後見等」という。

³ 成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を踏まえた後見人等の選任の在り方については、平成30年6月から平成31年1月にかけて最高裁判所家庭局と専門職団体（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び公益社団法人日本社会福祉士会（以下「専門職団体」という。）との間で議論が重ねられた結果、基本的な考え方方がおおむね共有された。そこでは、身上監護等の観点も重視した本人の利益保護を図るために、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合には、できる限り、これらの者を後見人に選任することが望ましいとされている（なお、この考え方は現時点での運用を大きく変えるものではなく、当然に親族後見人の選任を行うというものでもない。）。

⁴ 例えば、後見人等が複数選任されていれば、後任の後見人等の選任申立てを行う必要のない場合があります。

の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません（同法845条、851条2号、876条の2第2項、876条の3第2項、876条の7第2項、876条の8第2項）。後任の後見人等の選任は辞任許可の要件ではありませんが、後見等の事務に空白が生じるのを避けることが望ましいことから、実務上は、辞任許可の申立てと同時に、辞任する後見人等に後任の後見人等の選任申立てをしていただく場合が多いです。

3 辞任の正当な事由が認められる場合

- (1) 後見人等の遠隔地への転居や老齢・疾病は、今後の後見等の事務の円滑な遂行が困難になる事情といえ、原則として正当な事由が認められます。本人が当庁管外など遠隔地に転居した場合も同様です⁵。また、後見人等の多忙も適切な後任者への引継ぎが期待できる状況にあれば比較的柔軟に判断されるといえましょう。
- (2) 後見人等が、本人あるいはその親族等との間で適切に信頼関係を構築できていないような場合、一方で、安易な辞任は認められませんが、他方で、当該後見人等に後見等の事務を継続していただくことが本人の利益に適うともいい難いため、辞任の正当な事由は、本人の意向や後見人等と本人ないしその親族の関係、本人についての後見等の事務遂行上の課題の有無やその内容、後任の後見人等候補者の適格性などを総合的に考慮して判断することになります。
- (3) 訴訟の提起や後見制度支援信託・預金の利用など後見等の事務を遂

⁵ 後見等（ただし、未成年後見を除く。）に関する審判事件の管轄は、各開始の審判をした家庭裁判所にあることから（家事事件手続法117条2項本文、128条2項本文、136条2項本文）、本人が当庁管外に転居した場合も管轄は当庁にある。場合によっては、転居後の後見等の事務の監督が、本人の転居先を管轄する家庭裁判所において行われることもある（管轄は転居先を管轄する家庭裁判所にないが、同裁判所において自庁処理（同法9条1項ただし書）される。）。未成年後見に関する審判事件の管轄は未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所にあることから（同法176条）、未成年被後見人が当庁管外に転居した場合、当庁に管轄は認められない。

行する上で専門職が関与すべき課題があるとして専門職が後見人等に選任された後、これらの課題が解決あるいは消滅し、かつ、専門職の後見人等から後見等の事務を引き継いで適切に遂行できる親族等がある場合も、一般に正当な事由が認められます⁶。専門職が後見人等として選任された後、後見等の事務遂行上の課題が解決あるいは消滅し、市民後見人に引き継ぐことが可能となった事件についても同様です。

(4) 以上のとおり、辞任許可の申立ての判断に当たっては、適切な後任の後見人等が期待できる状況にあるかは重要な判断要素ですから、必要に応じ、弁護士会を通じて後任の後見人等の調整を行うなどした上で辞任許可の申立てをしていただければ、その後の手続が円滑に進むものと思われます。

4 後任の後見人等の選任を申し立てる際の留意点

(1) 後見人等の選任は、前記2のとおり、本人の意見が考慮事項の一つであるため、その審判をする場合には、本人の陳述聴取が手続要件とされています(家事事件手続法120条1項3号、130条1項5号、139条1項4号、178条1項1号)⁷。

陳述聴取の方式は法定されておらず、後見センターでは、多くの場合、後見人等の選任に係る本人の陳述を聴取した書面を提出することで足りるものと扱っています。それゆえ、後見人等の辞任許可及び選

⁶ 最高裁判所家庭局と専門職団体との間で共有された基本的な考え方(前記注3)においても、後見人の交代等について、各事案における本人のニーズや課題、後見人の状況等に変化が生じた場合には、その内容に応じて、専門職後見人から親族後見人への交代を促したり、専門職後見監督人を追加選任したりするなど、柔軟に後見人の選任形態等を見直し、本人の利益保護に最も適した支援態勢とすることで、本人がメリットを実感できる運用の実現を図ることを考えているとされている。

⁷ ただし、本人が成年被後見人あるいは成年被後見人となるべき者である場合は、本人の心身の障害によって陳述を聞くことができないときを除き(家事事件手続法120条1項柱書ただし書)、本人が未成年被後見人である場合には、本人が15歳以上の場合に限る(同法178条1項1号括弧書)。

任の申立てをする場合、後任の後見人等の選任に係る本人の陳述を聴取した書面をご準備いただけすると、その後の手続が円滑に進むことが期待されます。なお、本人の状態は、必ずしも後見等開始の審判当時と同じではないので、本人の陳述聴取が心身の障害のために不可能な場合は、その旨を記載した書面をご準備いただければと思います。

(2) 後見人等の選任の審判をする場合には、後見人等候補者の意見聴取も手続要件とされており(同法120条2項1号、130条2項1号、139条2項1号、178条2項1号)，これは後見人等候補者から承諾書兼上申書又は候補者に関する照会書及び陳述書を提出いただいて行っています。それゆえ、後見人等の辞任許可及び選任の申立てをする場合、後任の後見人等候補者の承諾書兼上申書等についてもご用意ください。

5 辞任許可及び後任の後見人等の選任の審判がされた際の留意点

後任の後見人等は、選任の審判がされた後、速やかに初回の財産目録を作成し、収支を予定しなければならず(民法853条1項、861条1項参照⁸⁾)、財産目録の作成が終わるまでは急迫の必要がある行為しか行うことができません(同法854条本文)。それゆえ、辞任許可及び後任の後見人等の選任の審判がされた場合には、後任の後見人等への速やかな引継ぎをお願いします。

6 おわりに

今回は、後見人等の辞任をめぐる手続等を中心に紹介させていただきました。既に述べたとおり、基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方については、柔軟に後見人等の選任形態等を見直し、本人の利益保護

⁸ 保佐、補助の場合、民法853条1項、861条1項は準用されていないが、財産管理権を有する保佐人、補助人については初回の財産目録及び収支予定表の作成提出を求めている。

に最も適した支援態勢とすることで、本人がメリットを実感できる運用の実現を図るべきであるなどと考えられており、今後、親族や市民後見人への交代のための後見人等の辞任許可及び選任の申立てが増えていくと思われますので、そのような申立てなどの際の参考にしていただければと思います。

前回に引き続き、受付係が担当します。

1 受理面接について

当庁では、受理面接を行う成年後見、保佐及び補助開始申立事件の申立書は、予約日の1週間前に提出していただいています。申立書一式の準備が整いましたら、まずは管轄裁判所に電話をし、受理面接が必要な案件かどうかや面接枠の空き状況を確認してください。1日の枠には限りがありますので、「とりあえず押さえておいてください。」というような「仮予約」は受け付けていません。受理面接の予約は、出席予定者と調整したうえで行ってください。

2 裁判所への相談や報告について

(1) 資料を添付した連絡票を提出してください。

個別事件について電話で相談や報告をしていただいても、担当裁判官が記録を確認しなければ対応できないことがあります。誤解を防ぎ、相談や報告をしたことを記録に残すためにも、書面を提出していただくようご協力をお願いします。連絡票の提出方法は、FAXで構いません。

(2) 連絡先が変わった場合は、速やかに報告してください。

定期報告の時期以外にも、裁判官からの指示により、後見人等に連絡をする場合があります。所属事務所が変わったり、事務所が移転したりした場合は、定期報告時期を待たず、速やかに書面で報告してください。なお、書面は本人ごとに作成してください。